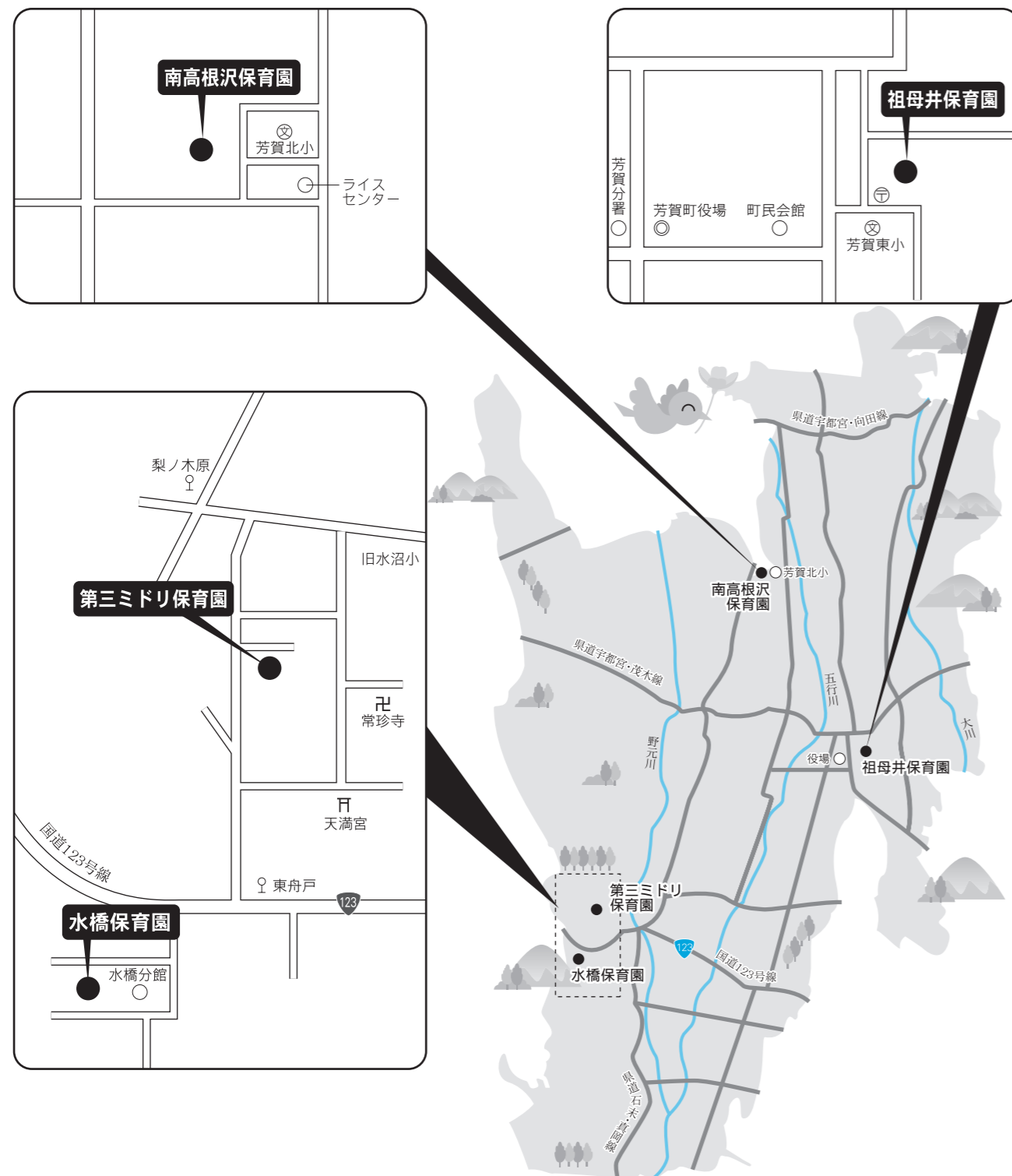


町内保育園マップ



月額保育料(平成22年度)

階層	定義	3歳未満	3歳	4歳以上	
1	生活保護法による被保護世帯	0円	0円	0円	
2	第2階層で母・父子世帯、在宅障害児のいる世帯	0円	0円	0円	
2	平成21年分(21年1月~12月)の所得の非課税世帯で、21年度の市町村民税が次の区分の世帯	市町村民税非課税世帯	6,000円	5,000円	5,000円
3		市町村民税課税世帯	12,000円	10,000円	10,000円
4	平成21年分(21年1月~12月)の所得の課税世帯で、所得税額が次の区分の世帯	40,000円未満	18,000円	16,000円	16,000円
5		40,000円以上103,000円未満	28,000円	24,000円	22,000円
6		103,000円以上413,000円未満	32,000円	29,000円	25,000円
7		413,000円以上	45,000円	35,000円	29,000円

■同一世帯から2人以上の児童が入園している場合の保育料

	2人入園の場合		3人以上入園の場合		
	年上の児童	年下の児童	最も年上の児童	2番目の児童	3番目以降の児童
第2~7階層	全額	1/2の額	全額	1/2の額	0円

※同時に入園していなくても、第三子以降の3歳未満の児童については、無料になります。

第2~7階層の世帯で、同一世帯から2人以上の児童が幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所またはデイサービスを利用している場合の保育料は次のとおりです。ただし、第2階層で母・父子世帯、在宅障害児のいる世帯の場合は、0円とします。

ア	上記の施設を利用している就学前児童のうち年長者(該当する児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする)	徴収金(保育料)基準表に定める額
イ	上記の施設を利用しているア以外の就学前児童のうち年長者(該当する児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする)	徴収金(保育料)基準表×0.5
ウ	上記の施設を利用しているア・イ以外の就学前児童	0円

※ご不明な点は、こども育成課までお問い合わせください。